

旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため、文化芸術並びに教育関係の全国大会に参加する部活動等の遠征費用(派遣費用)の一部を補助することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国大会 地区大会その他の予選会で優秀な成績を上げ、又は推薦若しくは招待された団体又は個人が出場する全国規模の大会をいう。
- (2) 部活動等 学校におけるクラブ活動、同好会その他の当該学校の長が認めた文化芸術又は教育に係る団体の活動をいう。
- (3) 学校 学校教育法第4章から第11章までに規定する学校をいう。
- (4) 青少年派遣団体 文化芸術又は教育に関係する団体で、当該団体に所属する18歳以下の構成員を全国大会に出場させる団体をいう。
- (5) 自主財源 積立金、出場者の自己負担金、保護者等からの支援金・寄附収入その他遠征に必要な自己負担的な収入をいう。
- (6) 特定収入 この要綱に定める補助金及び自主財源を除いた収入をいう。

(補助申請者)

第3条 補助の申請ができる者は、次に定める者とする。ただし、1の遠征につき、この要綱に基づく補助金以外に本市から補助金の交付を受ける者は、補助を申請することはできない。

- (1) 全国大会に出場する部活動等が所属し、かつ市内に所在する学校の長
- (2) 市内に所在する青少年派遣団体の代表者
- (3) 全国大会に個人参加する18歳以下の市内に在住する個人の保護者

2 前項第2号の者のうち、次の各号のいずれかに該当する団体の代表者にあつては、補助を申請することはできない。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とする団体
- (3) その他市長が適当でないと認める団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する大会への出場に要する経費で、別表1に定めるとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、本市の予算の範囲内で、別表2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 第3条に規定する者で、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、遠征日の前日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 出場者及び大会の概要（様式第2号）
- (2) 出場者名簿（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査又は調査等により補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

（交付決定等の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに書面（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付決定の後において、交付申請の取下げをするときは、書面により行うものとする。

2 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、その効力を失う。

（補助事業の内容変更等）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けて全国大会に派遣する事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は補助事業を廃止するときは、事前に補助事業内容変更等承認申請書（様式第6号）に次の書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 変更後の収支予算書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する変更若しくは廃止の承認又は不承認を決定したときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告等）

第11条 市長は、事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、提出は当該補助事業の属する年度の

3月31日を超えてはならない。

- (1) 大会出場の記録（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助金精算書（様式第10号）
- (4) 整理表（別紙）及び支出証拠書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合は、当該報告書の審査又は調査等を実施し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を書面（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の額を確定するに当たり、次の各号に定める要件を満たしていないときは、当該要件を全て満たすまで補助金額の一部又は全部を減じるものとする。

- (1) 別表2に定める補助上限額及び補助金額の算定基準を全て満たしていること。
- (2) 補助金を含む収入の合計額が支出の合計額を超えていないこと。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第12条に規定する報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対してこれに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助金の交付を決定した後において、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 前項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定後においても適用できるものとする。

（補助金の交付）

第16条 補助金は、第13条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

2 市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

3 補助事業者は、前項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払をすることを決定したときは、概算払の金額及び概算払の時期を書面（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

5 市長は、概算払をしないことを決定したときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(理由の提示)

第18条 市長は、第11条第2項若しくは第14条の規定による指示をするとき、又は第15条の規定による取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1 補助対象経費一覧（第 4 条）

補助対象経費	認 定 基 準
交 通 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費は、バス、鉄道、飛行機、船舶その他の旅客輸送機関を利用したもので、かつ 1 人当たりの当該利用区間(片道)の料金(特急料金等を含む。)が 1,800 円以上のものを補助の対象とする。 ・ 自家用車、レンタカーその他大会出場関係者の運転による交通手段に係る経費は、補助の対象としない。
宿 泊 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊費は、食事代が含まれていないものを補助の対象とする。ただし、食事代が含まれている宿泊費であっても、支出証拠書類等で食事代を区分することができるものについては、補助の対象とする。

備考 大会に出場する者のうち、本市に在住する者(第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する者の申請に関しては、18 歳以下の者であることを要する。)に係る経費を補助の対象とする。

別表 2 補助金額の算定方法（第 5 条）

遠征区分	補 助 上 限 額	補 助 金 額 の 算 定 基 準
道内遠征 (市内は除く。)	大会に出場する人数に 5,000 円を乗じて得た額と、50,000 円のいずれか低い額	次に掲げる要件を全て満たしていること。 ① 別表 1 に掲げた補助対象経費の総額の 1 / 3 以内であること。
道外遠征	大会に出場する人数に 8,000 円を乗じて得た額と、80,000 円のいずれか低い額	② この要綱に定める補助金と特定収入を合計した額が別表 1 に掲げた補助対象経費の総額以内であること。

備考

- 1 大会に出場する人数とは、補助の対象となる者の総人数をいう。
- 2 補助の交付申請時及び変更申請時においては、収入の合計及び支出の合計が一致していることを要する。